

雇用保険に税金疑問の声 保険料引き上げても財源不足

雇用保険料を引き上げる改正雇用保険法が30日、成立した。現在は0・9%の保険料率を4月から0・95%へ、10月から1・35%へ引き上げる。コロナ対応で保険財政が不安定になっており、税金を投入しやすくする仕組みを導入したが、疑問視する声もある。

改正法成立

雇用保険では、仕事を失った人に失業給付金を出したり、雇用を守る会社を支えたりしている。

働き手の月収が30万円の場、企業分の保険料は現在1800円。4月から1950円に、さらに10月から2550円となる。一方で、働き手の保険料は4月以降も月900円のままだが、10月からは1500円になる。

雇用保険をめぐっては、雇用対策として企業などに

助成する雇用調整助成金(雇調金)のコロナ下での支出が5・5兆円に迫り、保険財政が悪化している。保険料を引き上げ、財政を改善させる。

ただ、保険料率は引き上げ後でも1・35%。収支改善に必要な1・55%には満たない。労使や今夏に参院選を控える政治家への配慮

から不十分な水準にとどまった。働き手の保険料を引き上げる時期が10月にずれ込んだのも同様の理由だ。

そのつけは広く一般国民にまわる。雇用情勢の悪化や給付の急増で財源が足りなくなりそうになった場合に、失業手当の国庫負担率を引き上げたり、財源に税金を投入できたりする仕組みを法改正で導入した。

コロナ下では計3・3兆円の税金が投入済み。特例法に基づく時限的な措置だったが、法改正で常設の仕組みとした。足元でも雇調金の支出は続いており、税金の臨時投入は早速実施される可能性がある。

雇用保険では、企業と働き手が有事への備えを分担することを原則としてきたが、なし崩しの懸念が強まる。慶応大学の土居文朗教授(財政学)は「広く国民が払う税金を使って、保険加入者(4400万人)しか恩恵が及ばない給付をすることが正当化できるのか」と批判する。名古屋大学の和田肇教授(労働法)は「経済状況によって急激な支出変動もあるので、臨時の税金投入の仕組みは理解できる」とした上で「料率を本来の水準である1・55%で固定すれば、料率を巡る対立も臨時の税負担も必要なくなる」と指摘する。

(橋本拓樹、山本恭介)